

No. 1295 (2024.11.19)

2024 年年金財政検証の概要と評価

はじめに

I 2024 年財政検証の概要

1 財政検証の前提

2 財政検証の結果

3 オプション試算の結果

4 年金額の分布推計

2 財政検証の前提について

3 基礎年金の給付水準低下

4 オプション試算と今後の年金
制度改革

5 年金額の分布推計に対する評価

おわりに

II 2024 年財政検証に対する評価

1 2019 年財政検証との比較や評価

キーワード：公的年金、年金財政、財政検証、年金制度改革、年金額の分布推計

- 公的年金財政の健全性を検証する 5 年ごとの「財政検証」の結果が公表された。女性や高齢者の就労増、積立金の良好な運用などにより、前回検証よりも改善したと評されている。ただし、基礎年金の給付水準の低下が大きいと見通された。
- 男女別・世代別の年金額の分布推計が初めて行われ、厚生年金保険に長く加入する等の理由により、若い世代（特に女性）ほど低年金者の割合が減少することが示された。財政検証で用いる「モデル年金」より実態に近いと評価されている。
- 今回の財政検証の結果については、年金財政は改善したが楽観はできない、との指摘もある。年金給付水準の改善と年金財政の安定化に向けて、年金制度改革の議論の動向が注目される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

社会労働課 中里 孝

はじめに

公的年金（国民年金及び厚生年金）の財政については、政府は少なくとも 5 年ごとに、収支の現況とおおむね 100 年先までの見通しを作成し（「財政検証」）、その健全性を検証することが法定されている¹。検証の結果、「モデル年金²の所得代替率³」が 5 年以内に 50% を下回ると見込まれる場合、政府は、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講じるものとされている⁴。以下、2024 年 7 月 3 日公表の 2024 年財政検証の概要と評価を整理する。

I 2024 年財政検証の概要

1 財政検証の前提

(1) 経済前提の設定

財政検証においては、将来の人口や労働力、経済の前提を基にした複数のケースが設定され、それぞれのケースについて、公的年金の財政収支や給付水準の見通しが示される。

経済前提については、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」や経済財政諮問会議で内閣府から示された 2060 年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算（以下「長期推計」）⁵等を踏まえ、「高成長実現」、「成長型経済移行・継続」（以下「成長型」）、「過去 30 年投影」、「1 人当たりゼロ成長」の 4 ケースが示された（表 1）。

表 1 2024 年財政検証の長期の経済前提（2034 年度以降）

ケース	将来の経済状況の仮定		長期の経済前提				参考（推計結果）	
	労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		実質経済成長率	人口 1 人当たり実質経済成長率
					実質	スプレッド ^(注)		
高成長実現	成長実現・ 労働参加進展 シナリオ	1.4%	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	1.6%	2.3%
成長型経済 移行・継続		1.1%	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1%	1.8%
過去30年投影	成長率ベースライン・ 労働参加漸進シナリオ	0.5%	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	▲0.1%	0.7%
1人当たり ゼロ成長	1人当たりゼロ成長・ 労働参加現状シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.4%	1.3%	▲0.7%	0.1%

（注）スプレッドは、実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除したもの。

（出典）厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和 6（2024）年財政検証結果—」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 2-1）2024.7.3, p.31. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270530.pdf>> を基に筆者作成。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024（令和 6）年 10 月 17 日である。

1 「国民年金法」（昭和 34 年法律第 141 号）第 4 条の 3、「厚生年金保険法」（昭和 29 年法律第 115 号）第 2 条の 4

2 平均的な賃金で 40 年間厚生年金保険に加入了した夫と 40 年間専業主婦の妻から成る世帯の年金額をいう。

3 年金を受給し始める時点（新規裁定時）の年金額が、現役世代男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）に占める比率として表される。本稿で、単に「所得代替率」とした場合、「モデル年金の所得代替率」を指す。

4 「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）附則第 2 条

5 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和 6 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提出）<<https://www5.cao.go.jp/keizai3/economie/r6chuuchouki1.pdf>>；同「中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②」（令和 6 年第 3 回経済財政諮問会議 資料 5）2024.4.2. <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2024/0402/shiryo_05.pdf>

(2) 経済前提の考え方

財政検証の経済前提是、経済・金融の専門家による専門委員会⁶を設け、その検討を経て設定された。経済前提の基本的な考え方に関して、財政検証の結果は「将来の状況を正確に見通す予測（forecast）」というよりも、「現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影（projection）するもの」であり、幅を持って解釈する必要があるとされている⁷。

経済成長率に寄与する労働、資本、全要素生産性（Total Factor Productivity: TFP（技術進歩等））のうち、シナリオの基軸となる全要素生産性の上昇率は、長期推計や過去の実績を踏まえて設定され、2019 年財政検証⁸（以下「前回検証」）より幅広いものとなった⁹。また、シナリオの意味を明確化するため、前回検証とは異なり、各ケースに名称がつけられた。本稿では「目指すべき将来の姿」¹⁰とされる「成長型」と「過去 30 年投影」を基本に整理する。

2 財政検証の結果

(1) ケース別の所得代替率の見通し

2024 年財政検証の結果、マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後¹¹の所得代替率は、2024 年度の 61.2%から表 2 のように低下する見通しが示された。

表 2 2024 年財政検証で示された給付水準調整終了後の所得代替率

ケース	労働力の前提	所得代替率	給付水準調整の終了年度	所得代替率 50%以上維持
高成長実現	進展	56.9%	2039 年度	できる
成長型経済 移行・継続		57.6%	2037 年度	
過去 30 年投影	漸進	50.4%	2057 年度	
1 人当たり ゼロ成長	現状	- ^(注)	- ^(注)	できない

* 人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人）。

(注) 機械的に給付水準調整を進めた場合。国民年金は 2059 年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式（積立金を保有せず、年金支給に必要な財源をその時の保険料収入と国庫負担から調達する方式）へ移行する。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率 37～33%程度となる。

(出典) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和 6（2024）年財政検証結果—」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 2-1）2024.7.3, p.3. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270530.pdf>> を基に筆者作成。

「1 人当たりゼロ成長」を除き、給付水準調整終了後も、所得代替率は 50%以上を維持できる見通しである。「1 人当たりゼロ成長」では、機械的に給付水準調整を進めた場合、将来的には

⁶ 議事録や資料は、「社会保障審議会（年金財政における経済前提に関する専門委員会）」厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_469789.html> で公開されている。

⁷ 社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会「令和 6 年財政検証の経済前提について（検討結果の報告）」2024.4.12, p.3. 厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/content/12506000/001242735.pdf>>

⁸ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果—」（第 9 回社会保障審議会年金部会 資料 2-1）2019.8.27. <<https://www.mhlw.go.jp/content/000540199.pdf>>

⁹ 社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会 前掲注(7), pp.9-10.

¹⁰ 「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」2024.7.3. 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20240807.html>

¹¹ マクロ経済スライドとは、年金の給付水準を現役世代の保険料で賄える範囲に調整（抑制）する仕組み。賃金や物価の伸びよりも年金給付水準の伸びを抑制し、おおむね 100 年後に十分な積立金（給付費 1 年分）を保有して年金財政が均衡すると見込まれるようになると終了する。財政検証では、給付水準調整の終了年度の見通しが示される。

所得代替率は 50%を維持できないと見込まれる¹²。

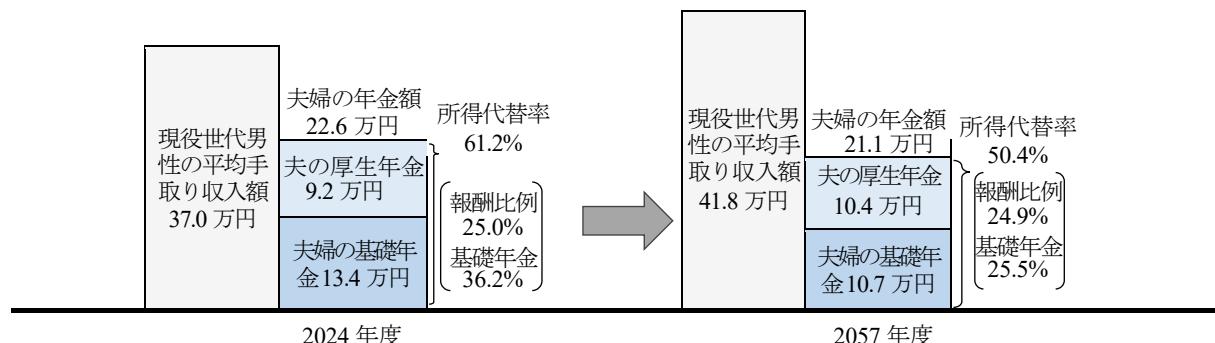
(2) 所得代替率と年金額

所得代替率と現在の物価に換算した年金額（実質額・購買力）の見通しについて、「過去 30 年投影」を見ると（図 1）、所得代替率は、2024 年度の 61.2%から、基礎年金のマクロ経済スライド調整が終了する 2057 年度には 50.4%に 17.6%低下する。一方、年金額（実質）は、2024 年度の 22.6 万円から 2057 年度の 21.1 万円となり、6.6%の減少にとどまる。

また、「成長型」の場合、所得代替率は、マクロ経済スライド調整が終了する 2037 年には 57.6%に 5.9%低下する一方、年金額（実質）は 24.0 万円となり、6.2%増加する¹³。

すなわち、所得代替率の低下は、同時に年金額（実質）も同じように減少することを意味しない¹⁴。現役世代と比べた受給世代の暮らし向きを知るには所得代替率、受給者の年金の購買力を見るには年金額（実質）と、目的に応じて使い分けるべきとの指摘がある¹⁵。所得代替率の下落率と同じ比率だけ年金の実質額も減るという誤解が年金不安の一因とも指摘されている¹⁶。

図 1 2024 年財政検証で示された夫婦の年金額と所得代替率見通し（過去 30 年投影）



（注）新規裁定者の年金額について表したもの。2057 年度の額は、物価上昇率で 2024 年度に割り戻した実質額。人口の前提是、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人）。

（出典）厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和 6（2024）年財政検証結果一」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 2-1）2024.7.3, p.11. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270530.pdf>> を基に筆者作成。

図 1 の所得代替率の低下の内訳を見ると、厚生年金（報酬比例部分）（以下「報酬比例部分」）は 25.0%から 24.9%と小幅な低下であるのに対し、基礎年金部分は 36.2%から 25.5%と、低下幅が大きい¹⁷。これは、マクロ経済スライドによる給付水準調整が、報酬比例部分は 2026 年度に終

¹² ただし、5 年後の次期財政検証までは、所得代替率 50%を維持できる見込みである。

¹³ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和 6（2024）年財政検証結果一」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 2-1）2024.7.3, p.10. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270530.pdf>>

¹⁴ 新規裁定者（67 歳以下）の年金額は名目手取り賃金変動率を用いて改定される。よって、名目手取り賃金変動率がプラスで、物価変動率よりも大きい場合、マクロ経済スライド調整を行った後でも、物価変動率よりも年金の改定率が大きくなつて実質年金額が上昇する可能性がある。物価上昇を上回る賃金上昇は国民の暮らしのみならず、年金制度にとっても重要と指摘されている（高橋俊之「2024 年の年金財政検証の結果」（年金制度改革の議論を読み解く 7）2024.7, p.12. 日本総合研究所 HP <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/15136.pdf>>）。

¹⁵ 「年金「大幅減」に潜む誤解」『日本経済新聞』2019.9.7.

¹⁶ 「（マネーのまなび）長期で上向く女性の年金額」『日本経済新聞』2024.7.6.

¹⁷ 「成長型」の場合は、報酬比例部分の所得代替率低下ではなく、基礎年金部分のみ低下する。

了する一方、基礎年金部分は 2057 年度まで長期に及ぶためである¹⁸。

3 オプション試算の結果

財政検証では、今後の制度改正のオプションを複数提示し、それが実施されると想定した場合に、将来の給付水準がどう変化するかを示す「オプション試算」も行われる¹⁹。

2024 年財政検証では、(1) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額、(2) マクロ経済スライドの調整期間の一致、(3) 被用者保険の更なる適用拡大、(4) 在職老齢年金制度、(5) 標準報酬月額の上限、の 5 項目について、制度改正を行った場合の効果が試算された²⁰。

(1) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の 40 年から 45 年に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合（以下「45 年化」）、「成長型」、「過去 30 年投影」のいずれにおいても将来の基礎年金部分の所得代替率が 4.0% ポイント向上する（表 3）²¹。

他の制度改正を行う場合も同様であるが、基礎年金の財源の半分は国庫負担であることから、基礎年金の給付水準向上は国庫負担の増加を伴う。給付水準向上に伴い、2069・2070 年度時点が必要となる追加の年間国庫負担は、「成長型」、「過去 30 年投影」いずれも 1.3 兆円である²²。

表 3 45 年化による将来の所得代替率の変化

足下の所得代替率 (2024 年度)	ケース	将来の所得代替率	
		現行制度 (40 年加入モデル)	45 年化 (45 年加入モデル)
61.2% 【報酬比例：25.0%】 【基礎：36.2%】	成長型経済移行・ 継続	57.6% (2037) 【報酬比例：25.0%（調整なし）】 【基礎：32.6% (2037)】	64.7% (2038) 【報酬比例：28.1%（調整なし）】 【基礎：36.6% (2038)】
	過去 30 年投影	50.4% (2057) 【報酬比例：24.9% (2026)】 【基礎：25.5% (2057)】	57.3% (2055) 【報酬比例：27.9% (2027)】 【基礎：29.5% (2055)】

* () 内はマクロ経済スライド調整の終了年度。調整終了後は設定条件が同じであれば所得代替率は一定。

（出典）厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和 6（2024）年オプション試算結果一」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 3-1）2024.7.3, p.9. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270533.pdf>> を基に筆者作成。

(2) マクロ経済スライドの調整期間の一致

マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法を見直し、基礎年金と報酬比例部分の調整期間を一致させた場合、「成長型」、「過去 30 年投影」のいずれにおいても、将来の所得代替率が向上し、特に「成長型」では、2024 年度の所得代替率と同水準となる（表 4）。厚生年金保険に

¹⁸ マクロ経済スライドによる調整は、基礎年金（国民年金財政）と報酬比例部分（厚生年金財政）、それぞれについて行われる。国民年金財政は脆弱であるため、財政均衡までの年数が長くなると見込まれている。

¹⁹ オプション試算が行われた制度改正が必ず実施されるものではなく、対象外とされた制度改正が実施されないというものでもない（「第 14 回社会保障審議会年金部会（議事録）」2024.4.16. 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20240131_00003.html>）。

²⁰ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和 6（2024）年オプション試算結果一」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 3-1）2024.7.3. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270533.pdf>>

²¹ 同上, p.9. 2031 年度に 60 歳に達する者から、生年度が 2 年次上がるごとに 1 年ずつ拠出期間を延長した場合とし、延長期間（60～64 歳）に係る給付にも 2 分の 1 の国庫負担がある前提で試算されている。

²² 同上, p.12.

40年加入した場合の賃金水準別の年金月額は、「成長型」では「全ての世帯」で、「過去30年投影」では「ほぼ全ての世帯」²³で上昇する²⁴。

基礎年金の給付水準向上に伴い将来的に必要となる追加の年間国庫負担は、「成長型」で1.4兆円（2037～2050年度頃）、「過去30年投影」で2.6兆円（2070年度頃）となる²⁵。

表4 マクロ経済スライドの調整期間一致による将来の所得代替率の変化

足下の所得代替率 (2024年度)	ケース	将来の所得代替率	
		現行制度	調整期間の一致
61.2% 【報酬比例：25.0%】 【基礎：36.2%】	成長型経済移行・継続	57.6% (2037) 【報酬比例：25.0%（調整なし）】 【基礎： <u>32.6%</u> (2037)】	61.2%（調整なし） 【報酬比例：25.0%（調整なし）】 【基礎： <u>36.2%</u> （調整なし）】
	過去30年投影	50.4% (2057) 【報酬比例：24.9% (2026)】 【基礎： <u>25.5%</u> (2057)】	56.2% (2036) 【報酬比例：22.9% (2036)】 【基礎： <u>33.2%</u> (2036)】

*（）内はマクロ経済スライド調整の終了年度。調整終了後は設定条件が同じであれば所得代替率は一定。

（出典）厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和6（2024）年オプション試算結果一」（第16回社会保障審議会年金部会 資料3-1）2024.7.3, p.13. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270533.pdf>> を基に筆者作成。

（3）被用者保険の更なる適用拡大

厚生年金保険など被用者保険の適用対象は、2024年10月以降、被保険者の総数（企業規模）が常時50人超の事業所で働く週所定労働時間20時間以上、かつ、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす者に拡大された²⁶。オプション試算によれば、適用拡大を更に進めた4パターンの全てで、マクロ経済スライドの調整期間が短縮され、所得代替率の改善が見込まれる（表5）。

表5 被用者保険の更なる適用拡大による将来の所得代替率の変化

適用拡大の内容	被保険者 の増加数	将来の所得代替率					
		成長型経済移行・継続			過去30年投影		
		現行の 仕組み	適用拡大	増減	現行の 仕組み	適用拡大	増減
①：企業規模要件の廃止と 5人以上個人事業所の非 適用業種解消	90万人	57.6% (2037)	58.6% (2035)	+1.0%	50.4% (2057)	51.3% (2054)	+0.9%
②：①に加え短時間労働者の 賃金要件の撤廃等	200万人		59.3% (2034)	+1.7%		51.8% (2052)	+1.4%
③：②に加え5人未満個人 事業所に適用	270万人		60.7% (2028)	+3.1%		53.1% (2048)	+2.7%
④：所定労働時間が週10時 間以上の全被用者へ適用	860万人		61.2% (調整なし)	+3.6%		56.3% (2038)	+5.9%

*（）内はマクロ経済スライド調整の終了年度。調整終了後は設定条件が同じであれば所得代替率は一定。

（出典）厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和6（2024）年オプション試算結果一」（第16回社会保障審議会年金部会 資料3-1）2024.7.3, p.3. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270533.pdf>> を基に筆者作成。

²³ 年金額が低下するのは、生涯年収（標準報酬ベース）約4.3億円（=1080万円×40年）を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満とされる（同上, p.18.）。

²⁴ 同上, pp.17-18.

²⁵ 同上, p.19.

²⁶ 拡大前の企業規模要件は「常時100人超の事業所」であった（労働時間・賃金要件は従前も同じ。）。

(4) 在職老齢年金制度

在職老齢年金制度（本稿では 65 歳以上が対象の、いわゆる「高在老」を指す。）は、老齢厚生年金と賃金の合計²⁷が基準額（2024 年度は月額 50 万円）を超える 65 歳以上の就労者に対し、老齢厚生年金の一部（又は全部）を支給停止し、減額して支給する仕組みである²⁸。基礎年金は支給停止されない。基準額が 47 万円であった 2022 年度の支給停止額は 4500 億円であった²⁹。同制度を撤廃した場合の給付増は、2030 年度で 5200 億円、2040 年度で 6400 億円、2060 年度で 4900 億円と見通されている³⁰。給付の増加は、将来世代の給付水準の低下につながり、報酬比例部分の所得代替率にマイナス 0.5% ポイントの影響を及ぼす（過去 30 年投影）³¹。

(5) 標準報酬月額の上限

厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額（上限 65 万円）及び標準賞与額（支給 1 回につき上限 150 万円）に保険料率（18.3%）を乗じて計算され、労使折半で負担する。標準報酬月額の上限を、① 75 万円（上限該当者 4.0% 相当）、② 83 万円（同 3.0% 相当）、③ 98 万円（同 2.0% 相当）に見直した場合の影響は表 6 のとおりであり（過去 30 年投影）、いずれの場合も報酬比例部分の所得代替率が上昇する。

表 6 標準報酬月額の上限見直しが所得代替率に及ぼす影響（過去 30 年投影）

標準報酬月額 上限	上限該当者数 (割合)	保険料収入の増加額 (事業主負担分)	報酬比例部分の 所得代替率への影響 ^(注1)	<参考> 上限該当者に係る 老齢厚生年金の給付増 ^(注2)
65 万円 (現行)	259 万人 (6.2%)	-	-	-
75 万円	168 万人 (4.0%)	4300 億円 (2150 億円)	+0.2%	6.1 万円/年 (終身)
83 万円	123 万人 (3.0%)	6600 億円 (3300 億円)	+0.4%	11.0 万円/年 (終身)
98 万円	83 万人 (2.0%)	9700 億円 (4850 億円)	+0.5%	20.1 万円/年 (終身)

（注 1）過去 30 年投影（人口の前提是、出生低位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人）における給付水準調整終了後の所得代替率

（注 2）見直し後の上限該当者について、10 年間、見直し後の標準報酬上限に該当した場合の例として、2024 年度の年金額を前提として試算したもの。

（出典）厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和 6（2024）年オプション試算結果—」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 3-1）2024.7.3, p.26. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270533.pdf>> を基に筆者作成。

²⁷ 老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計である（「在職老齢年金の計算方法」2024.4.1 更新、日本年金機構 HP <<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/zaishoku/20150401-01.html>>）。

²⁸ 基準額を超えた金額の半分の老齢厚生年金が支給停止される（支給停止分を減額した金額が支給される。）。基準額を超えた額の半分が老齢厚生年金の金額を上回る場合、老齢厚生年金の全額が支給停止となる。

²⁹ 厚生労働省 前掲注(20), p.25.

³⁰ 同上

³¹ 2027 年度から見直しをした場合として試算され、在職老齢年金制度の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

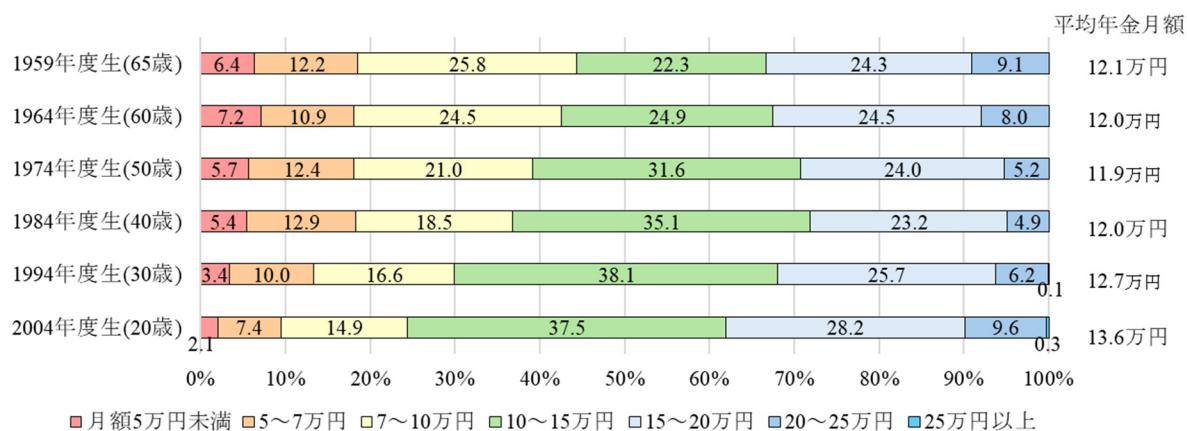
4 年金額の分布推計

2024 年財政検証では、各世代の 65 歳時点における老齢年金の平均額や分布の見通し（年金額の分布推計）が初めて作成された³²。注目される主な推計結果・指摘として次が挙げられる。

- ① 労働参加の進展による厚生年金保険加入期間の延伸と実質賃金の伸びによって、若い世代ほど平均年金額（実質）が増え、低年金が減少する³³。
- ②若い世代の女性ほど結婚・出産後も仕事を継続し、厚生年金保険への加入期間が長くなるため、特に女性の平均年金額（実質）の伸びと低年金の減少が大きく、男女差が縮小する³⁴。
- ③ 共働き世帯が増え、厚生年金保険に長く加入する妻の給付額が増えるため、平均的な年金額（実質）の夫婦の受給額は現在よりも増える³⁵。

図 2 のとおり、若い世代は低年金者の割合が減少し、平均年金月額（実質）も上昇する。上述のとおり、厚生年金保険に長く加入する女性の割合が高まることで、女性の低年金者の割合が減少することが一因である。一方、いわゆる「就職氷河期世代」に含まれる 1974 年生まれは、平均年金月額（実質）が若干低下する。これは、同世代の男性の平均年金月額（実質）が低下する影響が考えられる³⁶。

図 2 老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別・男女計）（過去 30 年投影）



（出典）「令和 6（2024）年財政検証関連資料②一年金額の分布推計」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 4-2）
2024.7.3. p.11. 厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270498.pdf>> を基に筆者作成。

³² 「令和 6（2024）年財政検証関連資料②一年金額の分布推計」（第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 4-2）
2024.7.3. 厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270498.pdf>>

³³ 同上, p.1.

³⁴ 同上; 「女性・高齢者 想定超え就労 若い世代ほど厚生年金加入」『朝日新聞』2024.7.4; 「年金 現役収入の 5 割維持」『毎日新聞』2024.7.4.

³⁵ 「令和 6（2024）年財政検証関連資料②一年金額の分布推計」同上, pp.12-13; 『日本経済新聞』前掲注(16)

³⁶ 平均年金月額が低い理由としては、厚生年金保険の加入期間の相対的な短さの影響や現役時代の平均給与が相対的に低い可能性が考えられる（中嶋邦夫「（公的年金）：初公開された将来世代の男女別平均年金額」『年金ストラテジー』Vol.339, 2024.9. ニッセイ基礎研究所 HP <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/79539_ext_18_0.pdf>）。

II 2024 年財政検証に対する評価

1 2019 年財政検証との比較や評価

2024 年財政検証では、4 ケースのうち最も悪い前提のケース（「1 人当たりゼロ成長」）を除き、将来的にも所得代替率は 50%以上が維持されることが見通された。経済前提が異なり、単純比較できないが、前回検証では 6 ケース中 3 ケースで将来的に 50%を割り込むとされていた。また、前回検証では、最も良い前提のケースでも所得代替率が 51.9%まで低下するとされたのに対し、2024 年財政検証では上位 2 ケースで 56.9%、57.6%までの低下とされた。

2024 年財政検証について、政府は「おおむね今後 100 年間の公的年金制度の持続可能性が確保されているということが改めて確認された」との認識を示した³⁷。各種報道でも、前回検証よりも改善したと報じられた³⁸。改善の主な理由は、前回検証の想定よりも、①女性や高齢者の労働参加が進展し、保険料収入が増加したこと、②積立金の運用が上振れしたこと、である³⁹。

この改善見通しに対して、楽観すべきでないなどの指摘がある。主な根拠としては、①女性や高齢者の労働参加が頭打ちになる可能性、②被保険者の増加につながる外国人の流入が鈍る可能性、③積立金運用の不確実さ、④給付水準の十分性に問題が残ること、が挙げられる⁴⁰。

2 財政検証の前提について

(1) 経済前提

長期の経済前提として設定されたケースは、前回検証の 6 ケースから 4 ケースに減った。一方、上位と下位のケースで想定する全要素生産性上昇率の幅が、前回検証の 0.3～1.3%から、今回は 0.2～1.4%と、上下共に広くなっている。このように前回よりも幅広い将来の経済の姿を想定した前提とした点を評価する意見がある⁴¹。

4 つのケースについて、「標準的なケース」は設定されていない⁴²。蓋然性が高いケースがどれか判断しづらいとして、厚生労働省が標準的なケースを示すべきとする見解があるほか⁴³、上位 2 ケースは非現実的⁴⁴、蓋然性が高いのは「過去 30 年投影」⁴⁵、といった見解がある。

(2) 人口前提

人口前提是国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」がベースとされる。同研究所の推計（2023 年公表）によれば、合計特殊出生率は 1.33（2020 年実績）から 1.36（2070

³⁷ 「令和 6 年 7 月 3 日（水）午後—内閣官房長官記者会見」2024.7.3. 政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/press_conferences/chief_cabinet_secretary/202407/video-286058.html>

³⁸ 「年金 見通し改善」『朝日新聞』2024.7.4; 「年金目減り、就労増で縮小」『日本経済新聞』2024.7.4 など。

³⁹ 「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(10)

⁴⁰ 「専門家 楽観視に警鐘」『東京新聞』2024.7.4; 「主張 改革の手綱を緩めるな 負担の議論逃げずに深めたい」『産経新聞』2024.7.4; 「（年金財政検証 ポイント解説）外国人増加 水準 1.6 ポイント改善」『読売新聞』2024.7.24; 小塩隆士「財政検証と残された課題」『週刊社会保障』78 卷 3278 号, 2024.7.29, pp.24-25.

⁴¹ 「時鐘 財政検証とオプション試算の意義」『週刊社会保障』78 卷 3266 号, 2024.4.29・5.6, p.3.

⁴² 「適用拡大は平均年金額上昇や低年金の減少に効果」『週刊社会保障』78 卷 3276 号, 2024.7.15, p.7.

⁴³ 西沢和彦氏（日本総合研究所）の見解（「識者に聞く年金財政検証」『日経速報ニュース』2024.7.4.）。

⁴⁴ 八代尚宏「楽観的すぎる検証方法 「支給開始 67 歳」検討を」『産経新聞』2024.7.4; 野口悠紀雄「老後に必要な資金は「3500～5000 万円」！？ 2024 年年金財政検証の収支改善は本当か」『ダイヤモンド・オンライン』2024.7.11. <<https://diamond.jp/articles/-/346834>>

⁴⁵ 野口 同上

年中位推計) に推移し、入国超過（外国人の増加）数の中位は年間 16.4 万人とされ⁴⁶、2024 年財政検証は、これら中位推計の値を基にした検証結果を中心に説明している。入国超過数は、外国人の増加が人口に大きな影響を与えるようになってきていることを踏まえて、初めて複数の前提の下、年金財政への影響が検証された⁴⁷。

2070 年時点で 1.36 とする合計特殊出生率について、足下の合計特殊出生率が 1.20（2023 年実績）であることから、ここから大きく回復するのは困難とする見解がある⁴⁸。一方で、「日本の将来推計人口」で 2023 年の合計特殊出生率が 1.23（中位推計）とされていたことから⁴⁹、足下で推計が極端に外れているわけではないとの見解もある⁵⁰。

外国人の流入は公的年金制度の支え手の増加となり⁵¹、一般的には年金財政上の正の効果がある⁵²。そこで、日本が外国人に「選ばれる国」になることが重要⁵³、（女性や高齢者や）「外国人が、能力を発揮して働く環境整備は急務」⁵⁴といった指摘がある。一方、日本は外国人労働者にとっての魅力を失っており、外国人の流入を前提とした財政検証は現実的でないとの考えもある⁵⁵。

3 基礎年金の給付水準低下

「過去 30 年投影」の場合、基礎年金部分は、所得代替率も実質額も報酬比例部分に比べ低下幅が大きく、厚生労働省は「基礎年金の水準低下が大きな課題」としている⁵⁶。基礎年金の給付水準低下は、貧困高齢者や生活保護受給者の増加につながる⁵⁷。公的年金に占める基礎年金部分の比率低下は所得再分配機能を弱める。低所得被用者にとっては、報酬比例部分よりも基礎年金部分が手厚い方が望ましい⁵⁸。障害基礎年金や遺族基礎年金の額が老齢基礎年金の額を基準としている点から、基礎年金の給付水準低下を防ぐ必要があるとの指摘もある⁵⁹。

基礎年金の給付水準向上には国庫負担分の財源の確保が課題となる。ただし、給付水準の引上げが行われない場合、生活保護受給者が増える危険性があり、その場合、生活保護制度の面で財源確保の問題が生じる旨の見方がある⁶⁰。他方で、低年金対策としては、受給者全てが対象となる基礎年金の給付水準向上よりも、他の社会保障政策を講じて、限られた財源を有効に使う方法を考えた方が良い旨の見解もある⁶¹。

⁴⁶ 死亡中位は、2070 年の平均寿命を男性 85.89 年、女性 91.94 年としている。厚生労働省 前掲注(13), p.2.

⁴⁷ 「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(10); 『読売新聞』前掲注(40)

⁴⁸ 八代 前掲注(44)

⁴⁹ 厚生労働省 前掲注(13), p.26

⁵⁰ 小塩 前掲注(40), p.24.

⁵¹ 日本に住む 20 歳から 59 歳までの者は国籍を問わず公的年金制度に加入する必要がある。

⁵² 「財政検証 どう見る」『朝日新聞』2024.7.5. ただし、外国人が帰国する際、保険料の一部を払い戻しできる脱退一時金の制度があり、加入から 5 年以内であれば保険料の半分程度が払い戻される。そのため、永住に近い外国人が増えないと年金財政への効果は限定的になる（「どうなる公的年金」『日本経済新聞』2024.7.4.）。

⁵³ 『日本経済新聞』同上

⁵⁴ 『朝日新聞』前掲注(34)

⁵⁵ 野口 前掲注(44)

⁵⁶ 「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(10)

⁵⁷ 駒村康平「（経済教室）年金財政の展望と課題（上）基礎年金の水準低下 防げ」『日本経済新聞』2024.3.19.

⁵⁸ 駒村康平「特集・年金制度改革インタビュー（1）基礎年金の給付改善待ったなし」『官庁速報』2024.6.25.

⁵⁹ 高橋俊之「基礎年金の拠出期間の延長の論点」（年金制度改革の議論を読み解く 3）2024.3, pp.11-12. 日本総合研究所 HP <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/14939.pdf>>

⁶⁰ 小塩 前掲注(40)

⁶¹ 権丈善一「特集・年金制度改革インタビュー（5）最優先は厚生年金の加入拡大」『官庁速報』2024.7.30.

4 オプション試算と今後の年金制度改革

(1) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

「45 年化」は、2020 年に成立した年金制度改革法⁶²の附帯決議で、基礎年金の給付水準の引上げ等のために「財源確保策も含め、速やかに検討を進めること」⁶³とされたことなどから検討が進められてきた⁶⁴。「45 年化」すれば基礎年金の所得代替率は向上し、年金額（実質）も増加する。被保険者別に見ると、自営業者や無職の人などにとっては、国民年金保険料負担増（5 年間で約 100 万円。保険料免除の仕組みがある前提）・基礎年金給付増（年間約 10 万円）となり、60 歳に達した後も厚生年金保険に加入して働く会社員等は、現行制度でも厚生年金保険料を納めている⁶⁵ため追加負担なく基礎年金給付増となる。また、会社員等に扶養される配偶者である第 3 号被保険者は、自ら保険料を納めないため追加負担なく基礎年金給付増となる⁶⁶。

基礎年金の給付増や、長寿化に伴い崩れた拠出期間と受給期間のバランスの回復といった観点から、有識者の間には前向きに評価する見解も多いが⁶⁷、保険料の支払が給付に先行することから世の中の抵抗が強いとされる⁶⁸。財政検証の結果の改善を受け、厚生労働省は「基礎年金の拠出期間を延長し、国民に追加的な保険料負担を求めてまで給付水準を改善する必要性は乏しい」と受け止めたとして⁶⁹、次期年金制度改革では「45 年化」の見送りが決まったと報じられた。背景には、セットである「負担増」と「給付増」のうち「負担増」のみに着目した批判があり、こうした批判を一掃できなかつたことがあるとされる⁷⁰。「45 年化」の「見送り」に関連して、給付増のため、負担をめぐる議論を避けるべきでない旨の指摘もある⁷¹。

(2) マクロ経済スライドの調整期間の一致

調整期間の一致について、厚生年金の財源を国民年金財政に回す形になると見て、厚生年金

⁶² 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 40 号）

⁶³ 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」衆議院 HP <https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourouE48A538BFA43EB414925856200292EC1.htm>；「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 2 年 5 月 28 日）」参議院 HP <https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/201/f069_052801.pdf>

⁶⁴ 附帯決議は与野党会派により共同提案・可決された（押野晃宏「公的年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』78 卷 3280 号, 2024.8.12・19, p.97.）。

⁶⁵ 現行制度下で 60 歳以上の厚生年金保険加入者が拠出した保険料が基礎年金の給付額に反映されない場合がある点を指摘し、「45 年化」にはこの問題を軽減するメリットもある旨の指摘も多い（駒村 前掲注(58); 高橋 前掲注(59), pp.9-10; 中嶋邦夫「国民年金納付 5 年延長でも、無収入なら免除の可能性」『ニッセイ基礎研レポート』2022.11.22, pp.2-6. <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/73044_ext_18_0.pdf> など）。なお、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入には国民年金の被保険者である必要があるため、60 歳に達した後も厚生年金保険の被保険者（65 歳に達するまで国民年金の第 2 号保険者となる。）である者とそうでない者との間で加入可能年齢に差がある（前者は 64 歳まで加入できるが、後者は 59 歳までしか加入できない。）ことも指摘されている（中嶋 同, p.3.）。iDeCo の加入可能年齢を 70 歳に達するまで引き上げることが検討されており、加入資格要件次第で、この差が更に拡大する可能性もある（「視点 1～視点 3 の追加の議論について」（第 31 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料 2）2024.1.29. 厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001198619.pdf>>）。

⁶⁶ 厚生労働省 前掲注(20), p.11.

⁶⁷ 例え、高橋 前掲注(14), p.19; 駒村康平「2024 年年金財政検証とその課題」『経団連タイムス』No.3639, 2024.6.6. <https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/0606_08.html>; 玉木伸介「公的年金制度の課題と将来—2024 年財政検証を踏まえて—」『週刊社会保障』78 卷 3280 号, 2024.8.12・19, pp.141-142; 森信茂樹「年金財政検証から見る年金制度改革の論点」2024.8.5. 東京財團政策研究所 HP <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4549>>

⁶⁸ 玉木 同上, p.142.

⁶⁹ 「武見大臣会見概要」2024.7.3. 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00716.html>

⁷⁰ 「年金納付 5 年延長 増税恐れ「異例の早さ」で封印」『日経速報ニュースアーカイブ』2024.7.14; 「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(10)

⁷¹ 『産経新聞』前掲注(40); 「社説 年金財政検証 楽観排し不断の改革を」『朝日新聞』2024.7.5; 森信 前掲注(67)

保険の加入者からの反発が予想されるとする向きもある⁷²。この点、改革の目的は全ての国民に共通する基礎年金の給付水準向上であるとの指摘⁷³や、国民年金の第 1 号被保険者の約 4 割がパートタイム労働者などの被用者⁷⁴であることから、会社員（厚生年金）対自営業者（国民年金）という構図で捉えるのは適切ではなく、被用者間の年金格差をめぐる課題でもあるとの指摘⁷⁵がある。調整終了後の最終的な年金水準は、ごく一部の高所得世帯を除き、現行制度と比べて上昇する⁷⁶。基礎年金の給付水準向上によって所得再分配機能も強化される⁷⁷。ただし、報酬比例部分の調整が現行より長引く場合には、基礎年金と報酬比例部分の合計額が現行より低下する期間が生じ得る⁷⁸。

「過去 30 年投影」の場合、基礎年金だけの調整が続くことになるため、次期改正での「早急な制度改革が必要」との見解がある⁷⁹。他方、調整期間一致の議論を拙速に進めるべきでなく、まずは、被用者保険の適用拡大や「45 年化」に優先的に取り組むべき旨の見解もある⁸⁰。

マクロ経済スライド調整には年金の名目額を下回らない範囲で行うという「名目下限措置」があるが、調整期間一致の議論の際は、同措置の撤廃も併せて議論すべきとの指摘もある⁸¹。

(3) 被用者保険の更なる適用拡大

検証結果が改善した理由の 1 つに女性や高齢者の労働参加の進展がある。また、厚生年金保険により長く加入すると見込まれる若い世代（特に女性）ほど低年金者の割合が減少することも示された。厚生年金保険の適用拡大は国民年金財政を改善し、所得代替率を向上させるだけでなく⁸²、新たに加入する被用者本人の老齢年金給付を増やし、障害厚生年金、遺族厚生年金による本人・遺族に対する保障も充実する。低年金が問題となるのは、被用者であるのに厚生年金保険に加入できない者がいるためとの見方があり⁸³、より多くの被用者が厚生年金保険に加入できるようにすることが、「目下、最優先の年金政策」との見解もある⁸⁴。ただし、既に中高年となった就職氷河期世代には効果が限られることも指摘されている⁸⁵。

厚生年金保険料は労使折半であることから、適用拡大は事業主にとって負担増となる。社会保険料を負担せずに雇用できる短時間労働者を重宝してきた事業主側には、適用拡大に対する

⁷² 「企業規模要件撤廃で給付増」『毎日新聞』2024.7.4.

⁷³ 駒村 前掲注(57)

⁷⁴ 約 4 割の被用者の中には学生アルバイトも含まれている（厚生労働省年金局「令和 2 年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」2022.6, p.9. <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/140-15a-r02-01.pdf>>）。

⁷⁵ 中田大悟「次期年金制度改革の論点整理（1）：マクロ経済スライド期間の一致をめぐる課題」2023.4.28. 経済産業研究所 HP <https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0721.html>

⁷⁶ 厚生労働省年金局「マクロ経済スライドの調整期間の一致」（第 9 回社会保障審議会年金部会 資料 1）2023.11.21, p.41. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001169529.pdf>>; 前掲注(23)

⁷⁷ 駒村 前掲注(57)

⁷⁸ 厚生労働省年金局 前掲注(76)

⁷⁹ 高橋俊之氏（日本総合研究所）の見解（「年金水準 担い手広げ維持」『産経新聞』2024.7.4.）。

⁸⁰ 佐保昌一氏（日本労働組合総連合会）の見解（「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(10)）。

⁸¹ 小野正昭氏（年金数理人）の指摘（「第 17 回社会保障審議会年金部会（議事録）」2024.7.30. 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20240903.html>）。

⁸² 国民健康保険の被保険者が被用者の健康保険に移ることによって、国民健康保険の国庫負担が軽くなる効果もある（高橋 前掲注(14), p.18.）。

⁸³ 高橋俊之「そこが聞きたい 国民年金 少ない受給額」『毎日新聞』2024.3.10.

⁸⁴ 権丈 前掲注(61)

⁸⁵ 駒村康平教授（慶應義塾大学）の指摘（「識者に聞く年金財政検証」前掲注(43)）。

慎重意見があると言われる⁸⁶。保険料や事務の負担が増えるなど、特に中小企業・小規模事業者に大きな影響があることから、実態を踏まえた丁寧な議論を求める意見がある⁸⁷。有識者からも労務費の増加を価格転嫁できるような支援策が必要との意見がある⁸⁸。保障の充実よりも足下の手取り収入を重視する労働者が加入を避ける働き方を選ぶことなどにより（いわゆる「就業調整」）、企業の人手不足につながる問題も指摘されている⁸⁹。

(4) 在職老齢年金制度

2023 年の高齢者の就業率は 25.2% であり、65～69 歳に限れば 52.0% が就業している⁹⁰。在職老齢年金（高在老）の基準額が 47 万円であった 2022 年度末では、65 歳以上の受給権者 308 万人のうち 50 万人（16%）が支給停止されている⁹¹。

先行研究を整理すると、高在老の就業抑制効果はほとんど確認できないとされる⁹²。一方、高齢者の就労を阻害しているとの見方もあり、支給停止にならないよう労使で給与を調整している事例もあるとされる⁹³。在職老齢年金制度において支給停止に相当する分は年金の繰下げ受給による増額の対象とならない点からも同制度の見直しが必要とする見解がある⁹⁴。

同制度には、高賃金で年金を必要としない者への給付を削減するなどの意義を認める見解⁹⁵がある。同制度の廃止・縮小は支給停止対象者への給付増によって、年金財政に負の影響を及ぼし、マクロ経済スライドの長期化を招く。これは、将来の年金受給者から現在の高賃金高齢者への所得移転が行われることを意味する⁹⁶。この点、その他の施策（被用者保険の適用拡大や標準報酬月額の上限見直しなど）を同時に言えば、その影響を補えるとする見解がある⁹⁷。

同制度の見直しには、高賃金者（高所得者）優遇との批判がある。この点、①批判には公的年金控除の見直しなど税制の見直しで対応すべき⁹⁸、②対象者は高賃金者に限られない⁹⁹、③保険料の拠出に見合った給付が原則であり、本来どおりの給付に戻すことは「優遇」には当たらない¹⁰⁰、といった反論がある。働く高齢者の増加による人手不足の解消や経済成長への寄与、税収・保険料収入増による年金財政上の正の効果、年金制度の簡素化、「働いたら年金が減る」

⁸⁶ 駒村康平「特集・年金制度改革インタビュー（3）「年収の壁」問題の解消を」『官庁速報』2024.6.27.

⁸⁷ 小林洋一氏（日本商工会議所）の意見（「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(10)）。

⁸⁸ 駒村康平教授（慶應義塾大学）の意見（「識者に聞く年金財政検証」前掲注(43)）；丸山桂「（財政検証と年金改革の課題（中））厚生年金の適用拡大 加速を」『日本経済新聞』2024.9.3.

⁸⁹ 「（年金改革のゆくえ 1）難路のパート加入拡大」『日本経済新聞』2024.7.11. 被用者保険の適用等を避けるために行われる「就業調整」をめぐる課題については、中里孝「「社会保険の壁」と「就業調整」」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1218 号, 2023.2.24. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12606510>> を参照されたい。

⁹⁰ 総務省統計局「統計からみた我が国の高齢者—「敬老の日」にちなんで—」2024.9.15. p.7. <<https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics142.pdf>>

⁹¹ 厚生労働省 前掲注(20), p.25. 支給停止者数には第 2～4 号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

⁹² 神田慶司「在職老齢年金制度の見直しとその影響」『個人金融』15 卷 1 号, 2020.春, pp.41-50.

⁹³ 「（年金改革のゆくえ 4）在職シニアの減額制度 廃止案」『日本経済新聞』2024.7.18.

⁹⁴ 高橋俊之「繰下げ受給と在職老齢年金」（年金制度の理念と構造—課題と将来像 第 14 回）2023.7.24, pp.6, 16. 日本総合研究所 HP <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/14346.pdf>>

⁹⁵ 堀勝洋『年金保険法—基本理論と解釈・判例— 第 5 版』法律文化社, 2022, p.393.

⁹⁶ 神田 前掲注(92), p.48.

⁹⁷ 藤森克彦「視点（158）人生 100 年時代と在職老齢年金の課題」『企業年金』41 卷 8 号, 2022.10, p.19; 権丈 前掲注(61)

⁹⁸ 小塙 前掲注(40), p.25;

⁹⁹ 高橋 前掲注(94), p.15; 藤森 前掲注(97), p.19. 支給停止の基準額は現役男子被保険者の平均月収（賞与を含む。）を基準として設定されている。

¹⁰⁰ 高橋 同上, p.17.

と単純に思い込んでいる者への対策、などの観点から廃止や縮小を支持する見解もある¹⁰¹。

(5) 標準報酬月額の上限

標準報酬に上限が設けられているのは、①高額所得者及び事業主の保険料負担に対する配慮、②給付額の格差があまりに大きくならないようにするため、である¹⁰²。

標準報酬月額の上限を引き上げた場合、上限該当者や事業主の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金は増加し、将来世代の給付水準も向上する。高所得者の保険料拠出が増えることによって年金の所得再分配機能が高まる一方、上限該当者や事業主の中には負担が増えることに反対する声もある¹⁰³。引上げは高所得者の将来の年金給付額に反映されることから、世代内の不公平感を抱く懸念があるとする見解もある¹⁰⁴。

現在の標準報酬月額の等級区分の上限（最高等級）を超える等級を追加できる条件は、全被保険者の平均標準報酬月額の 2 倍に相当する額が標準報酬月額の上限を超える状態が継続すると認められるときであることから¹⁰⁵、見直しは一足飛びの感が否めないとの見解もある¹⁰⁶。

5 年金額の分布推計に対する評価

男女別・世代別の年金額の分布推計が作成されたことに対する評価は高く、将来の年金水準が低下するという若い世代の不安が払拭されるとする評価もある¹⁰⁷。モデル年金の所得代替率は、財政検証において継続的に公的年金の給付水準を示すものであり¹⁰⁸、モデル世帯¹⁰⁹の妻は「40 年間専業主婦」で基礎年金しか受給できない。しかし、現実には、2024 年度末時点の 65 歳女性でも厚生年金保険の加入期間が 20 年以上ある者が 38.5% おり¹¹⁰、モデル年金は実像からのズレが大きいと指摘されている¹¹¹。今回公表された厚生年金保険の加入実績を加味した平均年金額の将来像こそ実態を表すものであるとして、「画期的」と評価する見解¹¹²や、法律の規定上、財政検証ではモデル年金を用いるにしても、一般に論ずる際は、モデル年金ではなく、社会の変化を想定し、実態に即して行うのが望ましい旨の見解がある¹¹³。

¹⁰¹ 小塩隆士「「在職老齢年金」（年金カット制度）廃止批判を検証する」2019.3.18. 東京財團政策研究所 HP <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3043>>；木内登英「財政検証の結果発表：政府は年金保険料納付の 5 年間延長案を撤回」2024.7.3. 野村総合研究所 HP <https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2024/fis/kiuchi/0703_2>；中嶋邦夫「次期年金制度改革を展望して」『経団連タイムス』No.3648, 2024.8.8. <https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/0808_05.html>

¹⁰² 喜多村悦史、有泉亨・中野徹雄編『厚生年金保険法』（全訂社会保障関係法 1）日本評論社, 1982, p.58.

¹⁰³ 「（年金改革のゆくえ 3）保険料上限引き上げ案」『日本経済新聞』2024.7.17.

¹⁰⁴ 中嶋 前掲注(101)

¹⁰⁵ 厚生年金保険法第 20 条第 2 項

¹⁰⁶ 小林洋一氏（日本商工会議所）の見解（「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(10)）。

¹⁰⁷ 高橋 前掲注(14), p.15; 森信 前掲注(67) 高橋は「一目瞭然で払拭される」、森信は「ある程度払拭される」とみている。「若年層に対し、合理的なライフプランニングを支える有力な情報提供になり得る」との見方もある（玉木伸介「（財政検証と年金改革の課題（上））就業率大幅上昇で財政改善」『日本経済新聞』2024.9.2.）。

¹⁰⁸ 「第 16 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(10)

¹⁰⁹ モデル年金の算出時に前提とされる夫婦から成る世帯をいう。前掲注(2)を参照。

¹¹⁰ 現在 30 歳、20 歳の女性が受給世代になる頃には、7~8 割に達すると見通されている（「令和 6（2024）年財政検証関連資料②—年金額の分布推計—」前掲注(32), p.10.）。

¹¹¹ 『日本経済新聞』前掲注(16)

¹¹² 是枝俊悟氏（大和総研）の見解（田村正之「将来の年金額、見えた実像」『日経ヴェリタス』2024.8.11.）。

¹¹³ 権丈 前掲注(61)

おわりに

2024 年財政検証の結果は前回検証よりも改善した。実像からのズレが大きいと指摘されることがあるモデル年金に加え、男女別・世代別の年金額の分布推計が作成されたことで、多くの国民が、（より長く）厚生年金保険に加入し、報酬比例の年金も（より多く）受給できるようになることが、年金財政にとっても、将来の低年金者を減らすためにも有用であることが示された。ただし、厚生年金保険の加入者拡大は、既に中高年となった者への効果は限定的となる。

基礎年金の給付水準低下は引き続き課題視されている。基礎年金の給付水準向上には、財源の半分を占める国庫負担分の財源確保が課題となる。次期年金制度改正では見送りと報じられた「45 年化」の場合には、給付増の反面、追加で 5 年分の保険料負担が生じる者もいる。社会保障は負担と給付によって成り立つ仕組みであり、両者はセットで論ずる必要がある。国民の老後保障の在るべき姿を中心に据えた誠実な議論が求められよう。